

家庭系廃棄物有料化方針

(案)

東大和市環境部ごみ対策課

—目次—

I	家庭系廃棄物有料化導入の背景	P1
II	東大和市の廃棄物処理における課題	P2
	1 廃棄物収集	P2
	2 中間処理	P3
	3 最終処分	P4
	4 市民活動への支援	P4
	5 廃棄物処理費用の適正化	P4
III	今後の排出物の発生と処理目標	P5
IV	家庭系廃棄物有料化の目的	P7
	1 家庭系廃棄物の有料化	P7
	2 家庭系廃棄物有料化の状況	P7
	3 家庭系廃棄物有料化の目的	P7
	4 家庭系廃棄物有料化の目標	P9
V	家庭系廃棄物有料化の実施内容	P10
	1 有料化の対象範囲	P10
	2 手数料負担の仕組み	P11
	3 手数料の設定	P12
	4 手数料の一部免除	P15
	5 ごみ処理手数料の使途	P17
	6 その他、留意すべき事項	P17
VI	今後のスケジュール	P18
VII	家庭系廃棄物有料化のこれまでの経緯	P19
VIII	家庭系廃棄物有料化の周知	P20
IX	廃棄物の減量化の推進に向けて	P21
	資料編	
	資料1 資源ステーションを除く戸別収集の導入について	P24
	資料2 ごみ処理手数料（指定袋販売手数料）充当内訳	P30

I 家庭系廃棄物有料化導入の背景

社会経済の発展に伴い、廃棄物は質的に多様化し、その処理が社会的な問題になっています。従来の廃棄物処理は、焼却や埋立てを中心に、排出された廃棄物をいかに適正処理するかという点に重点を置いてきましたが、現在は、発生・排出抑制と資源の有効利用等に努めた持続的発展が可能な社会を目指すことが求められています。

環境省は、平成17年5月に廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。

この改正により、市の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進することが明確化されています。

また、この基本方針では、国の役割として「その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取り組みが円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地から調整を行うことに努めるものとする。」と定められたことに基づき、自治体有料化の導入または見直しを実施する際に、参考となる「一般廃棄物有料化の手引き」を平成19年6月に作成しています。

東京都市長会においても、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して、平成13年10月に「平成15年度を目途に全市において家庭ごみの有料化を進める。」との提言がなされています。

こうした背景から家庭系廃棄物有料化については全国的な広がりとなり、すでに50%以上の自治体を実施し、多摩地域においても平成25年度中の実施予定を含め、26市中21市が実施をしております。

そこで、当市では、平成24年7月23日付で市長の附属機関である東大和市廃棄物減量等推進審議会へ「廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について」諮問を行い、発生・排出抑制と資源の有効利用等に努めた持続的発展が可能な社会を目指すことを念頭に審議を行っていただき、その結果、当市の廃棄物処理における課題の解決に向け、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量や排出量に応じた負担の公平化及び住民意識の改革を進めていくため、家庭系廃棄物の有料化を導入することが適当であるとの意見で一致し、今後、市においては、本答申を十分参考にし、事業の実施に向けて、更なる廃棄物の減量と適正処理を図られたいとの答申を平成25年5月に受けました。

市では、本答申を十分参考にし、事業の実施に向けて、更なる廃棄物の減量と適正処理を図る観点から家庭系廃棄物有料化方針（素案）を策定し、市民説明会等を経て、多くの市民意見をいただき、家庭系廃棄物有料化方針（案）を策定しました。

II 東大和市の廃棄物処理における課題

【東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）より】

1 廃棄物収集

ア 市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量化

可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源物の分別による減量、資源物の民間回収ルートを活用した排出方法など、廃棄物の排出抑制が得られるよう、意識改革につながる減量施策を展開します。

イ 容器包装廃棄物に係る行政関与の低減

容器包装リサイクル法では、収集・選別・保管の業務が、市町村の役割となっていることから、それらに係る費用の増大が課題となっています。

ペットボトルや白色トレイなどの容器包装廃棄物については、民間回収ルートによるリサイクルを推進する必要があります。

また、市民の意識改革や消費活動に変化を生むことにより、生産者に対し、リサイクルが容易で、かつ長期使用に耐えられる製品の開発へ誘導することができます。

ウ 拡大生産者責任の確立

廃棄物の減量を効果的に進めていくためには、循環型社会形成推進基本法の基本理念の一つである拡大生産者責任の確立が必要です。

そのため、ゼロエミッション活動（生産の過程で排出される廃棄物等を徹底的に分別し、リサイクルすることで工場の廃棄物や排熱が、自然界へ排出されることを限りなくゼロに近づけること）の普及など、企業の社会的責任の確立を強力に進めていく必要があります。

エ 家庭系廃棄物有料化の導入

平成19年6月、環境省において、一般廃棄物の排出抑制、排出量に応じた負担の公平化及びごみに対する住民意識の改革を目的として、「一般廃棄物処理有料化の手引き」が示されています。

有料化にあたっては、現状の把握及び課題の整理、効果の検討、手数料の体系、手数料の徴収方法等、導入に向けた対応が必要となっています。

オ 戸別収集の導入

現在のステーション収集では、利用者間のトラブルや事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物の適正排出等、様々な課題の解消が求められていることから、家庭系廃棄物の収集方式は、現在のステーション方式から戸別収集方式へと変更することが必要です。

また、戸別収集では、排出者責任が醸成され、廃棄物の減量効果も期待され、戸別収集方式への移行により、かんがる一ボックスや公共施設を拠点とする行政回収は廃止を検討します。

2 中間処理

ア リサイクル施設

現在の市の施設は、暫定施設となっており、処理能力や保管スペースに限界があり、経年化による設備の老朽化の課題もあります。

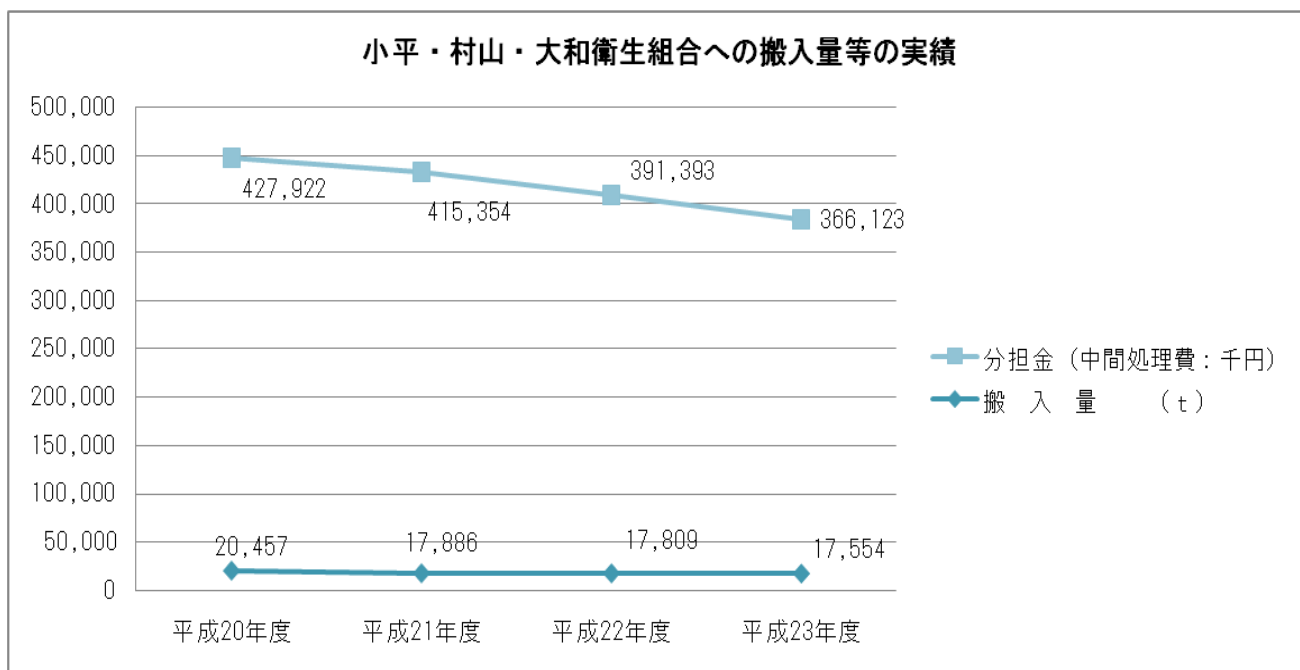
イ 3市共同資源化事業

当市、小平市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）の4団体では、衛生組合の焼却施設の更新を視野に入れ、今後増え続けるその他プラスチック（現在収集を行っている容器包装プラスチック）等について、排出抑制や資源化基準の統一を図ることと併せ、「3市共同資源物処理施設の整備」と「粗大ごみ処理施設の更新」を行うための、3市共同資源化事業を進めています。

ウ 衛生組合

粗大ごみ処理施設は、建物の老朽化の他、騒音、臭気等の環境対策を十分に行うことが難しいため、3市共同資源物処理施設の整備と併せた施設の更新が、喫緊の課題となっています。

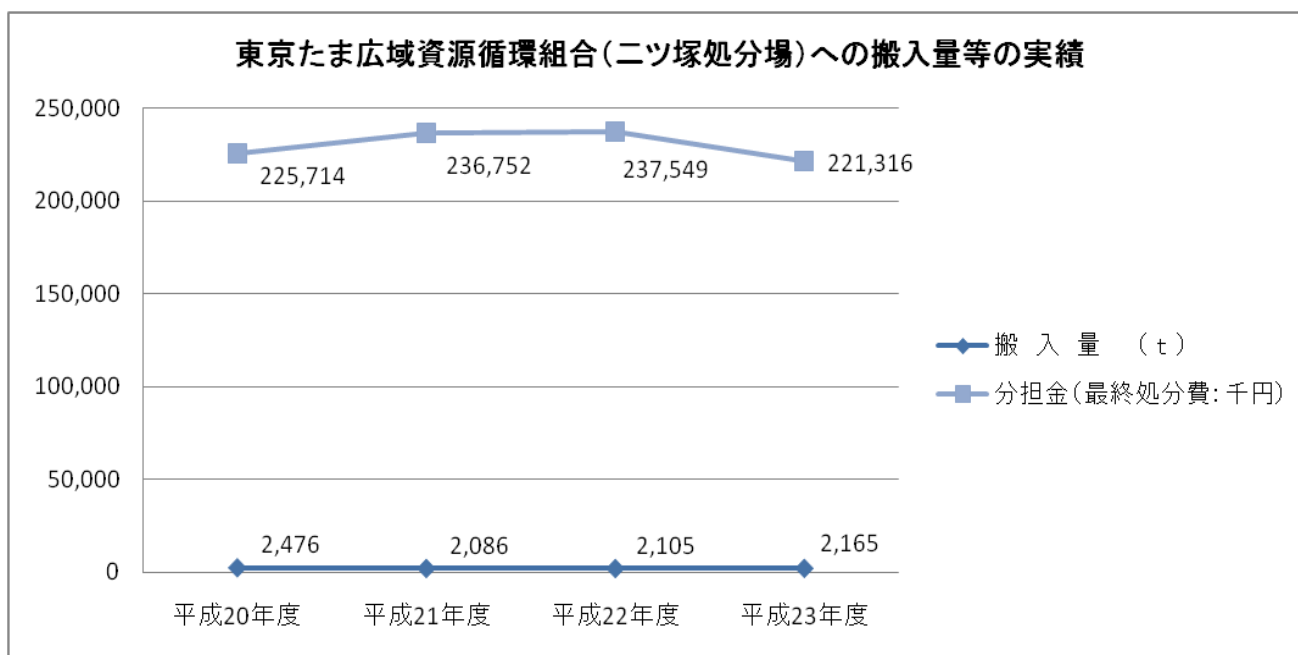
また、焼却施設については、3市共同資源化事業の進捗に合わせ、平成33年度の施設更新が予定されています。



3 最終処分

東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）では、二ツ塚処分場（日の出町）への廃棄物搬入量について、組織市それぞれに配分量を設け、減容化を義務付けています。

現在、当市における焼却灰の搬入状況は、搬入配分量を上回っている状況にあることから、更なる廃棄物の減量に努めていくことが求められています。



4 市民活動への支援

市民意識の改革を推進するため、諸活動への支援を継続していく必要があります。

また、市民と行政は、互いに協力し合い共通の認識のもと、課題に取り組んでいくことが重要です。

5 廃棄物処理費用の適正化

廃棄物処理に係る財政負担の軽減

市民・事業者から排出される廃棄物の減量を図ることで、財政負担の軽減が見込まれます。

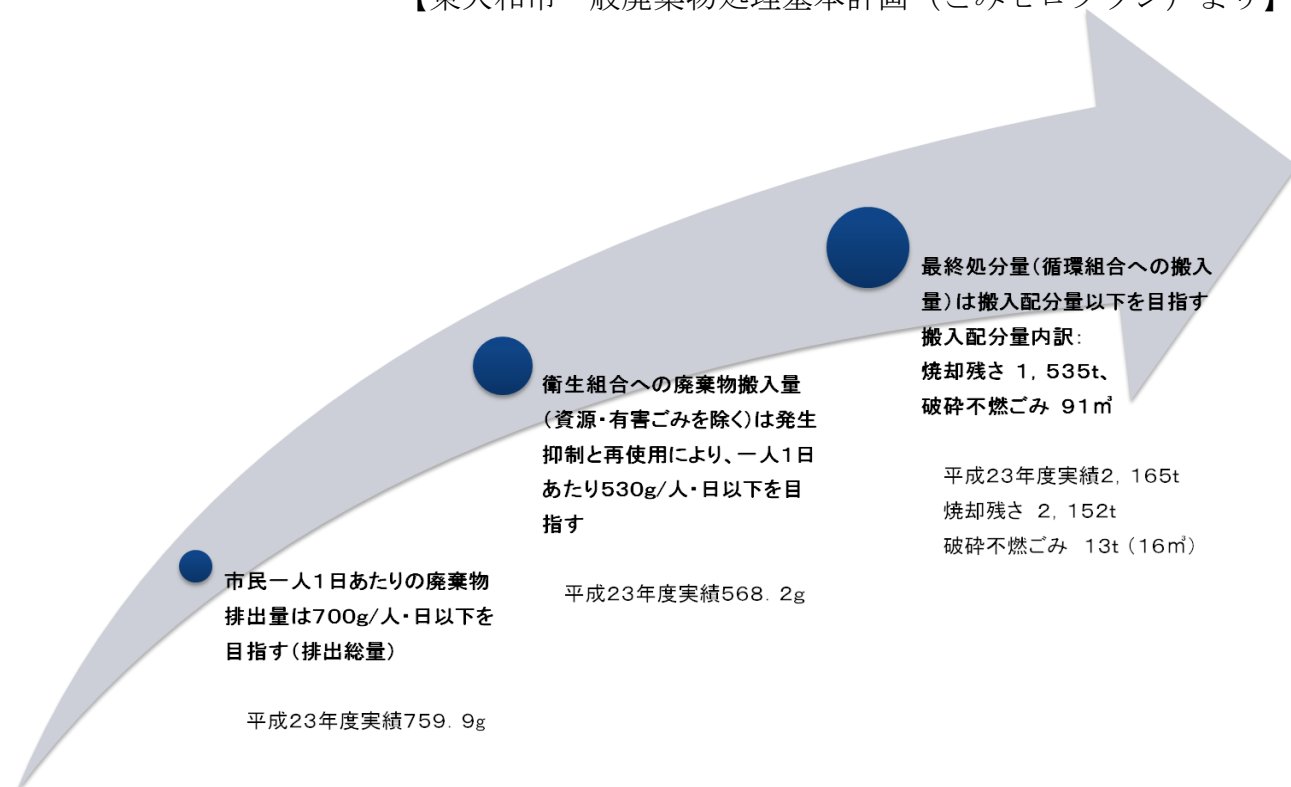
特に、衛生組合と循環組合の分担金の算出にあたっては、搬入量が基準となることから、排出者責任を促し、減量意識を高めていくことが必要です。

Ⅲ 今後の排出物の発生と処理目標

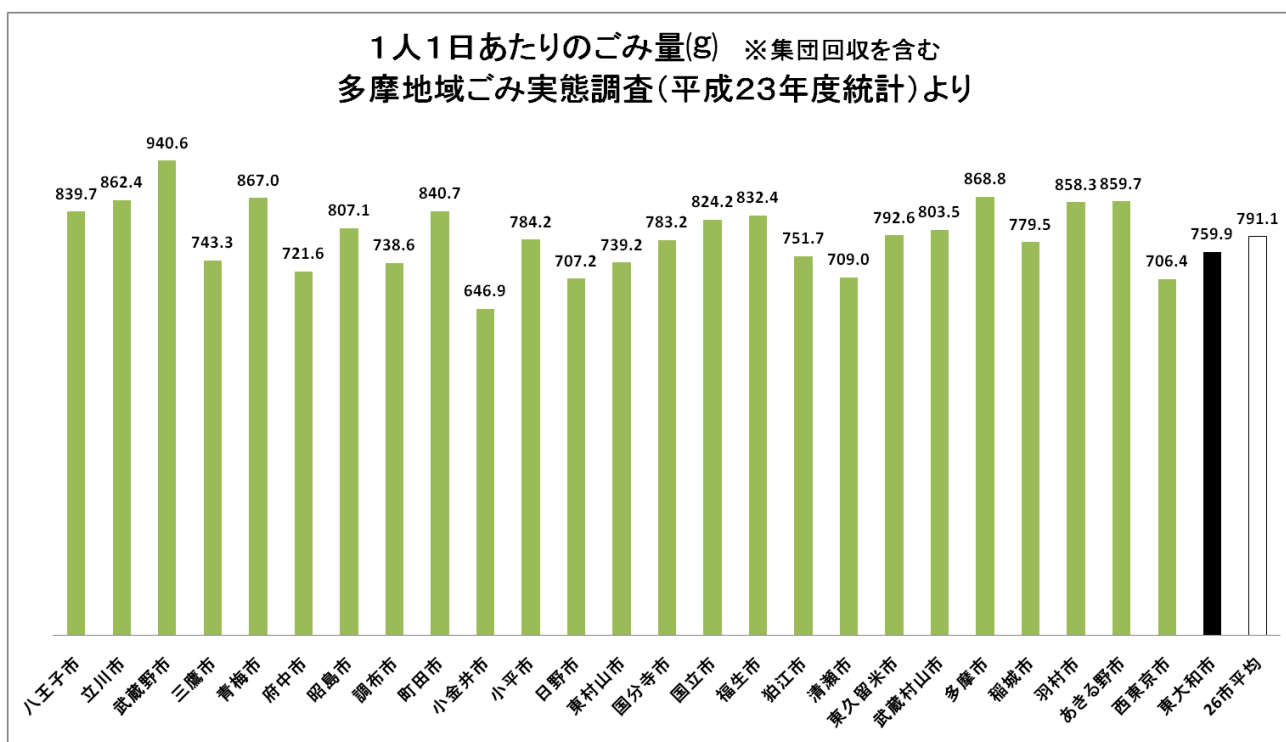
市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任分担のもと、廃棄物の発生抑制と再利用に努めていきます。

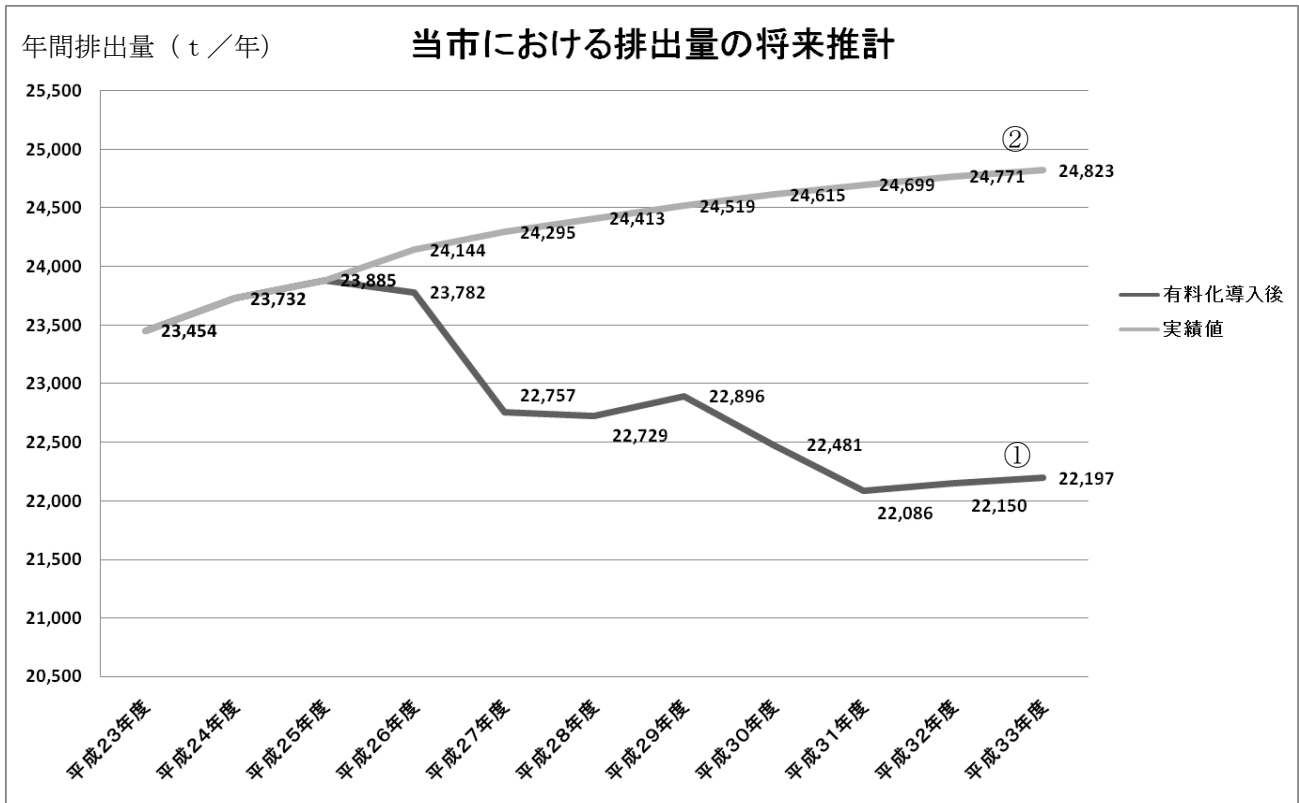
廃棄物減量の推進指標として、次の3つの目標を設定しています。

【東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）より】



<参考資料>





	①有料化導入後 (a*e*365日)/1,000,000	②現状維持値 (b*e*365日)/1,000,000	減量推進指標 a	現状値 b	人口推計 e
平成23年度	23,454 t	23,454 t	759.9 g	759.9 g	84,560人
平成24年度	23,732 t	23,732 t	756.1 g		85,562人
平成25年度	23,885 t	23,885 t	752.3 g		86,116人
平成26年度	23,782 t	24,144 t	748.5 g		87,048人
平成27年度	22,757 t	24,295 t	711.8 g		87,591人
平成28年度	22,729 t	24,413 t	707.5 g		88,017人
平成29年度	22,896 t	24,519 t	709.6 g		88,400人
平成30年度	22,481 t	24,615 t	694.0 g		88,748人
平成31年度	22,086 t	24,699 t	679.5 g		89,051人
平成32年度	22,150 t	24,771 t	679.5 g		89,309人
平成33年度	22,197 t	24,823 t	679.5 g		89,497人

当市における排出量の将来推計については、次の方法で算出しました。

● 検討データ

平成23年8月人口推計結果、第四次基本計画等の廃棄物減量推進指標及び平成23年度排出原単位

● 推計方法

各年度人口推計値×各年度一人1日あたりの排出量×365日[※]÷1,000,000

※閏年は考慮しない。

● グラフの説明

①有料化導入後については、一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）に掲げる推進減量指標をもとに作成しました。

②現状維持値については、現状値（平成23年度一人1日あたりの排出量）を将来的に維持した状態で今後の人口動態である平成23年8月人口推計結果を照合し、作成をしました。

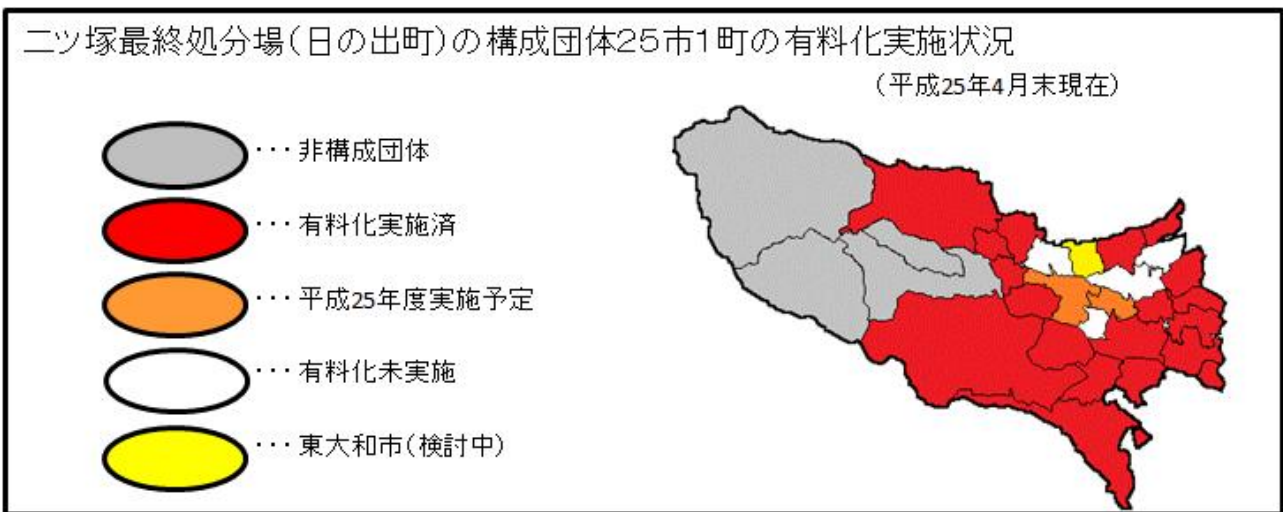
IV 家庭系廃棄物有料化の目的

1 家庭系廃棄物の有料化

家庭系廃棄物の有料化とは、日常生活に伴って家庭から発生する廃棄物について、排出者である市民自身が処理手数料を負担する仕組みのことをいいます。

2 家庭系廃棄物有料化の状況

平成25年4月現在、循環組合の構成団体である多摩地域26団体中19団体において家庭系廃棄物の有料化が導入されており、廃棄物減量の促進に効果をあげております。



3 家庭系廃棄物有料化の目的

家庭系廃棄物の有料化を導入する最大の目的は、ごみの減量化と財政負担の軽減です。

限られた資源を有効に活用するとともに、可能な限り廃棄物を減らすことによって、焼却施設や最終処分場の負担軽減を図っていく必要があります。

こうしたことから、新たな仕組みづくりが必要であり、減量施策の推進を図るひとつの手段としても有料化の導入は大きな意義を持ちます。

家庭系廃棄物の有料化は、市民の皆様の廃棄物に対する減量意識が一層高まり、最終的には、廃棄物の排出抑制が図られるとともに、最終処分場の延命化に貢献するものです。

家庭系廃棄物の有料化によって得られる具体的な成果は、多岐にわたることが見込まれますが、次に掲げる3項目が主なものです。

(1) 市民と事業者が協働で取り組む廃棄物の減量

家庭系廃棄物の有料化によって市民の皆様が負担するごみ処理手数料は、廃棄物処理に要する経費、資源化のための中間処理経費や減量化・資源化対策に要する経費など、廃棄物処理経費に充てることで施策の充実が図れ、循環型社会の構築が期待できます。

現在、家庭等から排出される廃棄物については、行政において収集・運搬及び処理を行

っております。この処理にかかる経費の多くが市民の皆様からの税金で賄われています。

したがって、廃棄物の処理量が増えるほど、市の負担は大きくなることにつながります。行政が処理する廃棄物量を減少させ、処理に必要となる市の費用負担を削減することにより、貴重な税金は、より有効な使い方ができます。

市民、事業者、行政が一体となり「東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)」に基づく、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再利用(リサイクル)の推進に取り組むことで、行政と市民が情報を共有できる仕組みをつくることや、分別の徹底や減量の促進が図られるよう、市民参画や市民行動を進める施策へとつなげていくことが求められます。

(2) 排出量に応じた負担の公平化

これまでのように、廃棄物処理経費を多くの税金で賄うという方法では、廃棄物を減らす努力をしている人もそうでない人も、排出する廃棄物の量に関係なく廃棄物処理経費を負担していることとなります。有料化を実施することで排出する廃棄物の量に応じて費用を負担することになり、廃棄物を減らす努力が報われることになるので、費用負担の面でより公平なものになります。

(3) 住民意識の改革

ペットボトル等の資源物について製造事業者等は製品を消費者に販売したら終わりではなく、販売後の廃棄物については、製造事業者等の負担により、回収・処分するという拡大生産者責任の考え方に基づく処理が求められています。

しかし、わが国の拡大生産者責任は、「分担責任」のシステムになっていることから製造事業者等に処理費用の一部について負担を求めるもので、全責任を製造事業者等に負わせるものでないため、廃棄物の発生抑制を促すものではなく、責任も負担も多くが自治体と住民に残されたままになっています。

当市においても環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくために、分別の徹底や廃棄物の減量を推進するための前提として、適正な分別やごみの排出ルールの順守など、廃棄物を排出する者としての責任を市民一人ひとりが持つことと、生産・流通の段階にまで遡り、拡大生産者責任の原点に立ち、製造事業者等の社会的責任を明確化すること、すなわちリサイクルの適正ルートを確立するには住民意識の改革が不可欠です。

家庭系廃棄物が有料化されると、廃棄物を排出する市民は廃棄物処理経費を目に見える形で確認できるようになり、廃棄物処理やリサイクルに対する関心が高まり、過剰包装を断るなど、家庭に廃棄物となるものを持ち込まないという人々が増え、廃棄物の排出抑制が進むと考えられます。

ごみ処理経費

経費区分		平成23年度	市民1人あたり 年間負担額	1世帯あたり 年間負担額
ごみ収集運搬等諸経費		5億6,431万円	6,685円	15,780円
負担 金	清掃工場	3億6,612万円	4,337円	10,238円
	最終処分場	2億2,132万円	2,622円	6,188円
ごみ処理事業経費 ()内は平成22年度実績		11億5,175万円	13,644円 (14,047円)	32,206円 (33,484円)

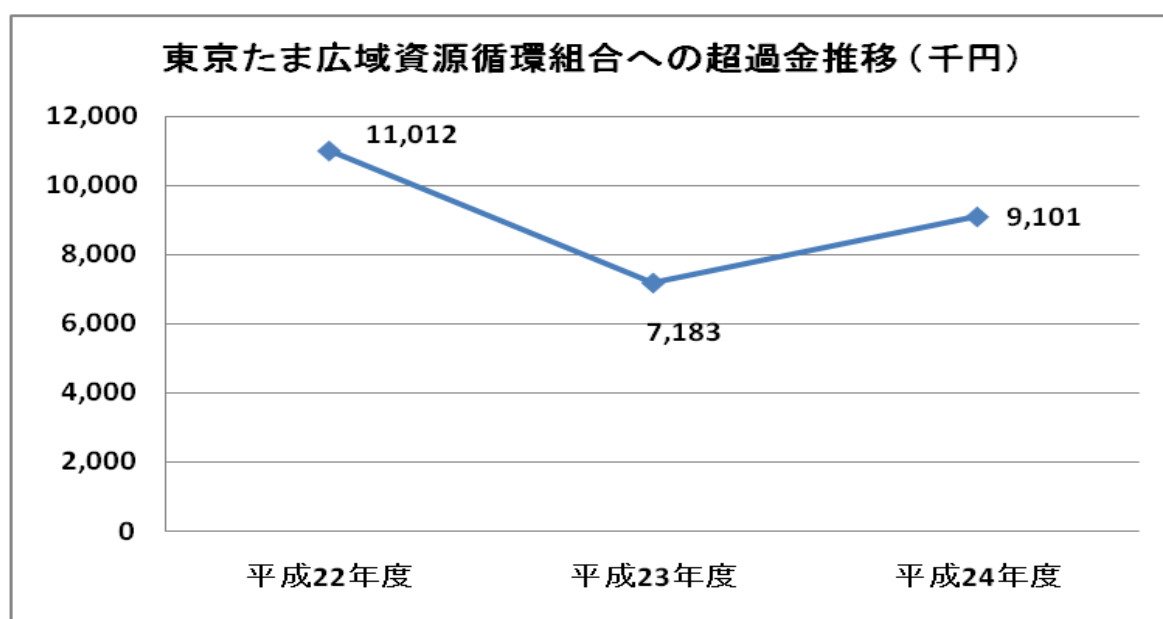
4 家庭系廃棄物有料化の目標

平成21年4月から市内全域を対象に開始した容器包装プラスチックの収集と可燃ごみの排出見直しを実施し、市民の皆様のご協力により不燃ごみの量は大幅に減少しています。

しかし、二ツ塚処分場（日の出町）が有限の施設であることに変わりはありません。この処分場に続く最終処分場の確保は困難な状況であり、可能な限り長く使い続けることができるよう、更なる廃棄物の減量が求められています。

廃棄物搬入量については、循環組合の組織市それぞれに配分量を設け、減容化を義務付けておりますが、当市における焼却灰の搬入状況は、配分量を上回っており、超過金を支払っている状況にあります。

今後は、家庭系廃棄物の有料化を導入することで廃棄物の減量意識が高まり、そして廃棄物の排出抑制を図ることで、最終処分場の延命化とあわせて超過金の支払いをなくし、貢献することを目指します。



V 家庭系廃棄物有料化の実施内容

1 有料化の対象範囲

(1) 有料化の対象とする廃棄物

市が収集する家庭系廃棄物のうち、有料化の対象とするのは、「可燃ごみ」「不燃ごみ」及び「容器包装プラスチック」とします。

品 目	有料化による期待	有料化による懸念事項
可燃ごみ	紙類・布類の混入減少 生ごみの減量	不法投棄 落葉等、清掃活動への対応
不燃ごみ	埋立てごみの減量	不法投棄 他のごみ区分への混入
容器包装プラスチック	買い物袋持参によるレジ袋の削減 過剰包装の抑制	不法投棄

(2) 有料化の対象から除外する廃棄物（一定量とするものも含む）

①かん・びん・ペットボトル・紙類・布類

②有害物（蛍光管、乾電池、水銀体温計等）

③紙おむつ

※透明または半透明の袋で他のごみが混入していない状態で排出された場合に無料で収集します。

④地域の環境美化のための清掃で回収された廃棄物

※透明または半透明の袋で他のごみが混入していない状態で排出された場合に無料で収集します。

⑤地域緑化推進の観点から枝木、落ち葉等

※枝木については、50cmを超えない範囲で、ひもで束ねた状態で排出された場合（1回の排出にあたり2から3束まで）、落ち葉等については、透明または半透明の袋（1回の排出にあたり2から3袋まで）で他のごみが混入していない状態で排出された場合に無料で収集します。

2 手数料負担の仕組み

(1) 単純従量制

廃棄物処理の負担方法は、ごみ袋1枚目から手数料を徴収する「単純従量制」を採用します。

(2) 手数料の徴収方法

指定袋制

廃棄物を排出する市民にとって取り扱いが容易で、廃棄物の減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保されるなどの利点があることから、指定袋制とします。指定袋の大きさは、家族構成などによって差が生じることから、5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓの4種類を作成します。

これにより、排出量に応じた手数料の負担が可能になります。

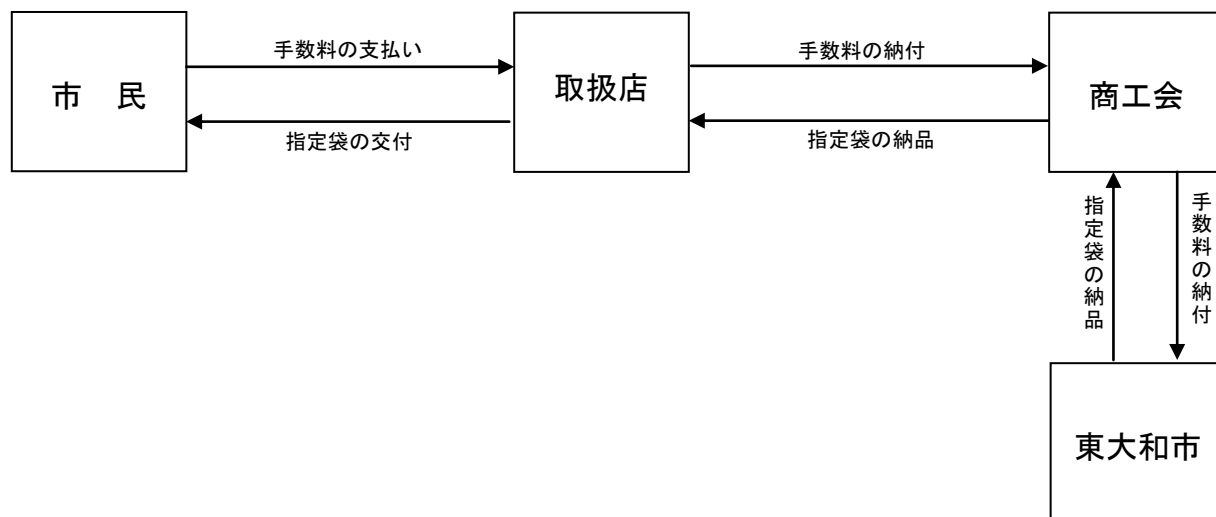
(3) 手数料の支払方法

ごみ処理手数料の支払いは、市が指定する取扱店で手数料を支払う（納付する）ことで指定袋を交付します。

取扱店は、市民から預かった手数料を市に納付します。

なお、取扱店については、市民が指定袋を手に入れやすいよう利便性を考慮し、市内各地域の小売店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等、広く募集します。

《手数料の流れ》



3 手数料の設定

東大和市廃棄物減量等推進審議会の答申では、有料化に伴う手数料の設定については、環境省が示す「一般廃棄物処理有料化の手引」（平成19年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の中で例示されている「収集運搬及び施設の運営管理費用に対して、概ね20%若しくは1/3を負担」の考え方を準用し、廃棄物減量効果の状況を見据えながら、単位容量あたりの単価を参考に市民の受容性や多摩地域の導入自治体の手数料額を考慮して決定することとし、ごみの排出抑制の経済的インセンティブが働く水準とすることから、概ね目安として「収集運搬及び施設の運営管理費用に対して、1/3の負担」とすることが望ましいとの方向性を示しています。

家庭系ごみ1kg当たりの処理単価及びごみ袋1ℓあたりの単価

(平成23年度決算)

品目	経費(千円)		売払収入 (千円)	排出量 (kg)	単価 (円/kg)	かさ比重 (kg/ℓ)	1ℓあたりの 費用	負担割合 1/3 (円)
	収集経費	処理・処分						
可燃ごみ	208,644	547,493	-	16,295,380	46.5	0.15	7.0	2.4
不燃ごみ	12,639	33,484	-	1,003,820	46	0.26	12.0	4.0
容器包装プラスチック	92,399	37,778	4,092	954,000	132.2	0.15	19.8	6.6
かん、びん、ペットボトル、紙類、布類	95,706	46,495	76,156	3,701,291	17.9	0.15	2.7	-
粗大ごみ	25,734	6,462	-	255,200	126.2	-	-	-
有害ごみ	444	2,846	-	26,834	122.7	0.22	27.0	-
その他		41,627	-	1,243,029	-	-	-	-

※その他については、事務経費や集団回収による排出量も含んでいる。

※かさ比重については、導入自治体を参考にしている。

※かさ比重（見掛比重）

個体の単位体積あたりの質量のことです。

綿10kgと鉄10kgと同じ重さでも、容積に置きかえると違いが生じます。

廃棄物の品目（可燃ごみ、不燃ごみ）において、重量と容積の違いがあります。

今回お示ししている「可燃ごみ0.15kg/ℓ（1ℓあたり0.15kg）」とは、各自治体で用いている数値で「サンプルに基づいた統一的な数値」です。

可燃ごみ等は指定袋により排出しますので、重量を容積で換算し、手数料を求める必要があります。

したがって、かさ比重（見掛比重）を用いて手数料算出に必要な1ℓあたりの費用を求めると、

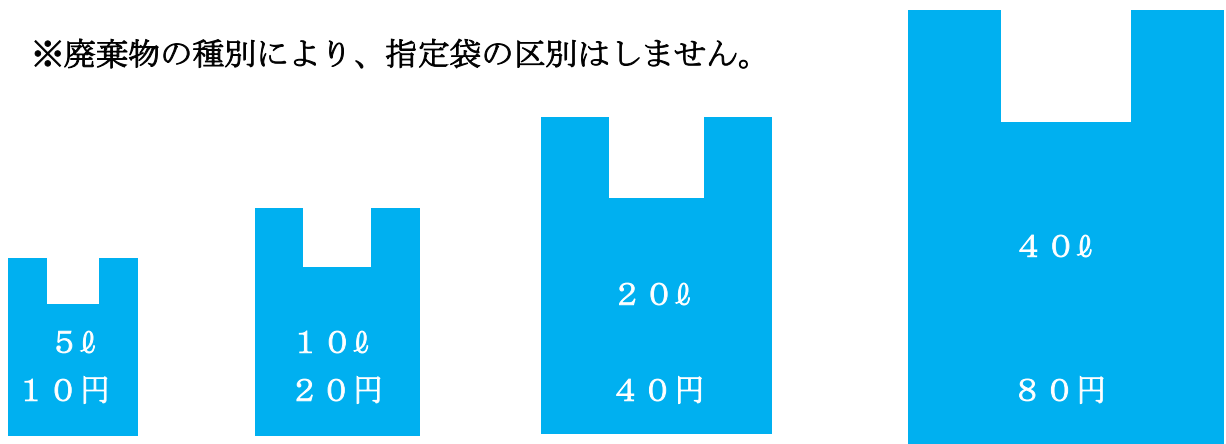
$$\begin{array}{l} \text{可燃ごみ} \\ 46.5 \text{ (円/kg)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{かさ比重 (見掛比重)} \\ 0.15 \text{ (kg/ℓ)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(1ℓあたりの費用)} \\ 7.0 \text{ 円} \end{array} \quad \text{となります。}$$

平成25年3月末時点での多摩地区19市の有料化実施市の平均手数料額は、可燃ごみ及び不燃ごみともに、単位容量あたり約2円/ℓとなっています。
 市民にとって過度な負担とならないことを踏まえ検討したところ、

指定袋1ℓあたりの単価は、2円が適当と判断し、
 袋の大きさに応じた手数料を設定します。

【 指定袋の価格 】

※廃棄物の種別により、指定袋の区別はしません。



<参考資料>

【市民生活への影響額（一世帯1月あたりの負担シミュレーション）】

1ℓあたり2円		平成23年度行政報告書から小平・村山・大和衛生組合への搬入量(収集分)									
		袋の大きさ		5ℓ		10ℓ		20ℓ		40ℓ	
		価格		10円		20円		40円		80円	
可燃ごみ	平均世帯(人数)	蓄積日数	かさ比重								
456.00 g	2.36 人	3.5 日	0.15 kg/ℓ	$3.8 \text{ kg} \div 0.15 \text{ kg/ℓ} = 25 \text{ ℓ} \times \text{月8回}$							
				8枚		8枚					
不燃ごみ				$2.2 \text{ kg} \div 0.26 \text{ kg/ℓ} = 8 \text{ ℓ} \times \text{月1回}$							
				1枚							
容ブラ				$0.5 \text{ kg} \div 0.15 \text{ kg/ℓ} = 3 \text{ ℓ} \times \text{月4回}$							
				4枚							
										合計	
										460円	
										120円 20円 320円	

※ 分別区分ごとの取り扱い等は、次ページのとおりです。

【分別区分ごとの取り扱い等】

分別区分	料金設定	収集回数	収集方法	収集運搬の方法	排出方法			
可燃ごみ	有料	1週間に2回 (指定曜日)	戸別収集 ※1	委託	1回あたり 指定袋2袋まで			
不燃ごみ		月に1回 (指定曜日)						
かん びん ペットボトル	無料	月に2回 ※2 (指定曜日)	集積所回収 (ステーション回収)		かん・びんについてはカ ゴへ排出 ペットボトルについては 透明または半透明の袋 に入れて排出			
新聞紙 雑誌 雑紙 段ボール 布類 紙パック					紙類については、品目ご とにひもで束ねる。 ただし、雑紙について は、紙袋に入れる等によ り排出 布類については、透明ま たは半透明の袋に入れ て排出			
容器包装 プラスチック					有料	1週間に1回 (指定曜日)	戸別収集 ※1	1回あたり 指定袋2袋まで

※1 戸別収集の導入にあたっての基本的な考え方としては、戸建住宅については戸別収集を実施しますが、集積所を良好に維持管理できる場合（※原則として、道路、歩道上の集積所は除く）で、利用者間の合意がなされれば、既存の集積所を使用することも可能です。また、集合住宅における戸別収集の実施については、建物の高層化、オートロックマンションの増加などから各玄関先での収集が困難であるため、既存の集積所で収集します。

※2 資源物収集については、当面の間、月2回で実施します。

例：〇〇地区

	月	火	水	木	金
1週	容器包装プラスチック	可燃ごみ	紙類・布類	ペットボトル	可燃ごみ
2週	容器包装プラスチック	可燃ごみ	紙類・布類	かん・びん 有害物	可燃ごみ
3週	容器包装プラスチック	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	可燃ごみ
4週	容器包装プラスチック	可燃ごみ	紙類・布類	かん・びん 有害物	可燃ごみ

4 手数料の一部免除

家庭系廃棄物有料化は、新たな経済的負担を伴う仕組みであることから、その実施にあたっては、低所得者等に対する経済的負担の軽減を考慮し、手数料を免除します。

手数料の免除については、天災その他特別の理由があると認めるときに行うほか、子育て支援や高齢者福祉及び障害者福祉などの観点から、別表のいずれかに該当する場合について、該当者からの申請等に基づき審査を行い、手数料の一部免除を行います。

ただし、手数料の免除は、ごみの減量化や費用負担の公平性の確保という有料化の目的を考慮し、負担すべき費用の全てを免除するのではなく、別表に掲げる枚数を限度に一定の枚数の指定袋を交付するなどの方法により手数料の一部を免除することとし、対象者にも一定のごみ減量の努力を促すような仕組みを有料化に伴う家庭系廃棄物総量の減量効果を見据えながら構築します。

別表

対象世帯	指定袋の上限枚数 (1世帯につき1年あたり)
①生活保護法の扶助を受ける者の属する世帯	100枚
②児童扶養手当法（昭和36年法律第283号）の児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯で、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
③特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯で、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
④中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の扶助を受ける者の属する世帯で、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
⑤国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯で、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
⑥75歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみの収入で、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
⑦身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者（障害の程度が1級又は2級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
⑧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者（障害の程度が1級又は2級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
⑨東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者（障害の程度が1度又は2度と記載されているものに限る。）が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	100枚
⑩その他市長が特別の理由があると認めるとき	市長が定める枚数

備考

- 1 指定袋の枚数は、1世帯につき1年あたりの枚数とし、市長が決定する免除の期間に応じてあん分して得た枚数を交付する。
- 2 指定袋の種別は、原則として1人世帯は100袋、5人以上の世帯は400袋、それ以外の世帯は200袋とする。
- 3 世帯の区分が重複する場合については、1区分の枚数を交付する。
- 4 「市民税が非課税」とは、手数料の減免の申請時における世帯の課税状況によるものとする。
- 5 別表における世帯の定義については、それぞれの制度に基づくものとする。

5 ごみ処理手数料の使途

ごみ処理手数料による収入は、廃棄物の収集運搬及び処理、処分費用の一部に充てるほか、廃棄物の減量化・再資源化に係る施策等の財源にしていきます。

6 その他、留意すべき事項

(1) 不法投棄対策

家庭系廃棄物有料化により、不法投棄と集積所以外への排出が問題となり、公園や公共施設等への投棄が懸念されます。これらの問題については、事業者や施設管理者との連携を図るとともに、啓発や指導によって適正な排出が行われるよう協力を求めています。

(2) 啓発の促進

廃棄物有料化の実施にあたっては、様々な機会を通じて市民に説明を行うとともに、その意義や目的を市民に正しく伝え、理解を求めることが必要となります。

(3) マナー違反對策

指定袋の未使用や分別の不徹底など、ルールが守られないケースが想定されます。

有料化導入後は、啓発ステッカーの活用やマナーが守られていない地域での、さらなる協力依頼等を行う必要があります。

(4) 空き缶等回収ボックス「かんがるー」や公共施設での拠点回収の廃止の検討

家庭系廃棄物の有料化及び戸別収集の導入により、空き缶等回収ボックス「かんがるー」や公共施設を拠点とする行政回収については、今後の資源物（かん・びん・ペットボトル）有料化の動向により廃止を検討します。

VI 今後のスケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。

8月に実施した家庭系廃棄物有料化方針（素案）の市民説明会及び市民意見公募を踏まえて、10月に家庭系廃棄物有料化方針（案）を策定しました。

12月には、家庭系廃棄物有料化に関する条例改正案を提出し、可決された後、家庭系廃棄物有料化の実施に向けた市民説明会を開催します。

今後のスケジュール（予定）	
時 期	内 容
平成25年10月	家庭系廃棄物有料化方針（案）策定
平成25年10～11月	廃棄物減量等推進審議会による家庭系廃棄物有料化方針（案）の審議及び市議会議員への家庭系廃棄物有料化方針（案）の内容説明
平成25年12月	家庭系廃棄物有料化に関する条例改正案の提出
平成26年1～9月	家庭系廃棄物有料化の実施に向けた市民説明会の開催 家庭系廃棄物有料化の実施に伴う関係機関との事務調整
平成26年8月頃～	戸別収集の試行（予定）
平成26年9月頃～	指定袋販売開始（予定）
平成26年10月～	家庭系廃棄物有料化の実施

VII 家庭系廃棄物有料化のこれまでの経緯

- 平成24年7月23日 東大和市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）へ「廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について」諮問する。
- 平成25年5月15日 審議会から「当市の廃棄物処理における課題の解決に向け、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量や排出量に応じた負担の公平化及び住民意識の改革を進めていくため、家庭系廃棄物の有料化を導入することが適当である」との答申を受ける。
- 6月19日 市議会全員協議会において、審議会からの答申「廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について」を説明する。
- 7月7日 ごみ減量シンポジウムの開催
テーマ「廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について」
- 7月13日、17日 市長タウンミーティングの開催
テーマ「家庭系廃棄物の有料化と戸別収集について」
- 8月15日 家庭系廃棄物有料化方針（素案）策定
- 8月15日 家庭系廃棄物有料化方針（素案）市民説明会の開催（計8回）
～9月1日 及び市民からの意見公募

Ⅷ 家庭系廃棄物有料化の周知

家庭系廃棄物の有料化を円滑に実施するためには、有料化の目的や実施内容などに対する市民の十分な理解と協力が必要であり、市では、今後、市民の皆様へのきめ細かな周知啓発と広報活動を行ってまいります。

1 説明会の開催

自治会、町内会等を対象とした住民説明会を開催するとともに、出前講座等を活用して適宜説明する機会を設けます。

2 各種周知啓発

- (1) 市報やホームページによる情報提供を行います。
- (2) 制度内容や廃棄物の出し方等の詳しい情報を記載したパンフレットを作成し、全世帯に配布します。
- (3) 公共施設、指定収集袋を取り扱う小売店等へのポスターの掲示とチラシの配布を行います。

Ⅸ 廃棄物の減量化の推進に向けて

家庭系廃棄物有料化と併せて以下の施策に、今後、継続的に取り組み、廃棄物の減量化・資源化等を図ります。

1 廃棄物の減量化の推進に向けた施策

- (1) 小売店等が自ら販売したかん、びん、ペットボトルを中心とする回収事業の協力を働きかけます。
- (2) 環境教育の一環として、家庭と連携したリサイクル活動を推進する観点から、市内小・中学校を拠点としたかん、びん、ペットボトル等の回収のリサイクル活動の体制づくりに努めます。
- (3) 集団回収は、ごみの減量・資源化に寄与するだけでなく、地域のコミュニケーションが深まるとともに、廃棄物に対する意識が高まることから市民の意識改革を図るためには、重要な施策です。
集団回収は、行政回収と比べ、収集運搬処理経費の縮減が図られるため、参加者の拡大や必要に応じて回収品目を見直すなど、今後も継続して集団回収事業の拡大に努めたいと考えています。
- (4) 市民の皆様による生ごみの自己処理を促進するため、引き続き生ごみたい肥化を支援します。
- (5) 市民がマイバックにかん、びん、ペットボトル等を入れて買い物に出かけ、買ったお店に返すことやマイバックを持参することによりレジ袋が削減できることが可能であり、販売事業者、環境団体、消費者団体などと連携して廃棄物の減量化に努めます。
- (6) 広報及びホームページ等を利用し、ごみの減量やリサイクルに関する情報を提供します。

2 かん、びん、ペットボトルの有料化の方向性について

市では、拡大生産者責任の原点に立ち、生産・流通の段階にまで遡る静脈流通により、製造事業者等の社会的責任を明確化すること、将来的には、容器包装廃棄物をはじめとする資源物の行政収集の頻度を減らすことで行政関与の低減を目指したいと考えています。

なかでも飲料容器は、リサイクルを推進する必要がありますが、現状では、限られた大型店による店頭回収が実施されているだけで、民間回収ルート（リサイクルの適正ルート）については不完全な状態です。

現在、拡大生産者責任の確立にむけた社会の取り組みが不徹底なことから、収集・選別等の業務が市の役割となっており、多額な公費を投入しながら容器包装リサイクル法に基づく再商品化のための中間処理を行い、資源物を売却しています。このようなことから、飲料容器の減量抑制効果が働かない状況となっております。

国においては、再商品化に係る資金拠出のあり方等、容器包装リサイクル法の見直し等が検討されており、廃棄物行政を取り巻く社会状況が変わりつつある中で、当市は環境へ

の負荷をできるだけ低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくため、分別の徹底や廃棄物の減量を引き続き推進します。

かん、びん、ペットボトルの有料化の導入については、平成26年10月からの可・不燃ごみ等の有料化による廃棄物総量の削減効果を検証し、また、排出者である市民及び事業者への廃棄物減量に対する意識高揚を図り、進めていくことが望ましいと考えています。

3 不適正排出者、不法投棄の防止に向けた施策

- (1) 警察署等との連絡体制を確立し、防止対策を行います。
- (2) 自治会並びに地域住民と連携し、パンフレットによる適正排出などを促し、啓発に努めます。
- (3) 不法投棄対策を行います。
- (4) 不適正排出、不法投棄を防止するために必要な規定等の整備を検討します。

資源ステーションを除く 戸別収集の導入について

戸別収集の実施内容

1 戸別収集の目的

戸別収集を実施する目的は、排出者責任の明確化です。

分別の徹底や廃棄物の減量を推進するためには、その前提として、適正な分別や廃棄物の排出ルールへの順守など、廃棄物を排出するものとしての責任を市民一人ひとりが持つことが不可欠です。

戸別収集の導入にあたっての基本的な考え方としては、戸建住宅については戸別収集を実施しますが、集積所を良好に維持管理できている場合（※原則として、道路、歩道上の集積所は除く）で、市民の中で合意がなされれば、既存の集積所を使用することも可能です。

また、集合住宅における戸別収集の実施についてですが、建物の高層化、オートロックマンションの増加等から各玄関先での収集が困難であるため、既存の専用の集積所で収集します。（※専用の集積所が設置されていない集合住宅においては、新たに設置していただく必要があります。）

2 戸別収集による効果

（1）排出者責任の明確化による廃棄物の減量効果

戸別収集では、各戸の玄関先から廃棄物を収集するため、排出者責任の明確化が図られます。また、マナー違反に対する指導が容易になり、排出の適正化が図られます。その結果、市民の廃棄物に対する意識の変革がもたらされ、廃棄物の減量効果が期待できます。

（2）地域負担の軽減と生活環境の改善

戸別収集への移行により、集積所の設置に関する地域負担の軽減が図られます。また、道路や歩道に設置される集積所がなくなるため、生活環境が改善されると考えられます。

（3）マナー違反による排出ごみの減少

戸別収集への移行により、収集不可物、事業系一般廃棄物、他地域からの流入ごみなど、マナー違反による廃棄物の排出は、大きく減少すると考えられます。

3 戸別収集とステーション収集のメリットとデメリット

	戸別収集	ステーション収集
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が廃棄物を排出しやすい。 ●高齢者等の排出負担が軽減される。 ●事業系廃棄物を切り離すことができる。 ●排出マナーの改善が期待できる。 ●分別排出が徹底される。 ●個別の排出指導等を行いやすい。 ●廃棄物排出に対する責任感の醸成が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●戸別収集に比べ、収集経路が簡略化され、収集時間の短縮が図れ、効率的に収集ができる。 ●戸別収集に比べ、効率的な収集方式により、車両台数と収集人員の適正化が図れ、収集費用が安くなる。 ●ステーション間の移動が円滑に行え、低速走行や度々の停車による交通障害が生じない安全な交通環境が確保される。 ●地域ぐるみで、廃棄物の出し方や分別意識を高めることができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●作業量が多く、収集時間がかかるため、収集費用が増大する。 ●排出者自身が、収集箱等を設置する必要がある。 ●プライバシーの問題が指摘される。 ●集合住宅では、ステーション方式と変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の排出者が特定されないため、排出時刻等が守らない、不適正な排出など排出者責任が薄れる。 ●排出マナーを完全に徹底できない。 ●悪臭やカラス等による散乱被害に対応するため、防御ネットなどステーションの管理を利用者間で行う必要がある。 ●場所の選定や調整が、困難な場合がある。

4 家庭系廃棄物有料化との相乗効果

家庭系廃棄物有料化の導入により、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制と戸別収集の実施による排出者責任の明確化等により更なる廃棄物減量が得られるものです。

5 不適正排出

(1) 不適正排出の現状

ステーション方式における苦情やトラブルの一因となる不適正排出には、次のことが挙げられます。

- ①収集日や排出時間を守らない。
- ②適切に分別していない。

③粗大ごみを違法に捨てている。

※このような排出ルールを守らない不適正排出は、有料化の実施に関わらず、現存する課題となっています。

(2) 対策

他市の事例を参考にすると、次のような不適正排出対策が考えられます。

- ①表示や色等を工夫し、一目で判別可能な指定袋の製作
- ②中身が見えやすく、異物の混入が容易に確認できる半透明袋の採用
- ③戸別収集の実施
- ④ステーションでの職員や町内会による指導・啓発
- ⑤集合住宅の管理人・所有者との連携
- ⑥廃棄物減量等推進員によるパトロールの実施
- ⑦出前説明会の開催

調査研究によると、特に有料化の導入が起因となる不適正排出には、大きく分けて、二つのタイプがあるとされています。

①意図的な不適正排出

理 由	有効的な対策
経済的負担を逃れようとする者	手数料の減免
指定袋の購入の手間を面倒と考える者	取扱店の増加

②情報阻害による不適正排出

理 由	有効的な対策
賃貸集合住宅に居住する単身赴任者・学生・外国人などで、地域社会とのつながりが希薄な者	●転入手続き時における説明や指定袋のサンプル提供 ●集合住宅排出場所への啓発看板等の設置

また、「戸別収集の実施」は、不適正排出対策として、最も有効であると言われています。

6 戸別収集における排出方法

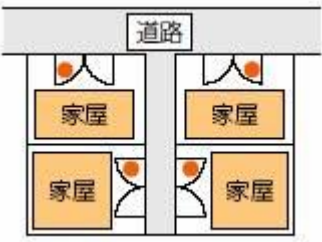

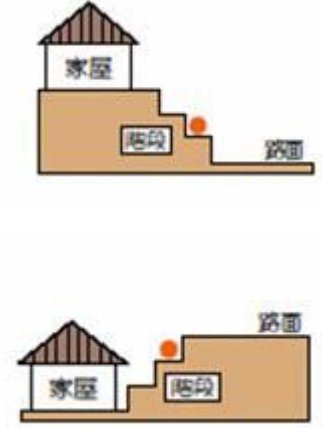
市が収集する家庭系廃棄物のうち、有料化の対象である「可燃ごみ」「不燃ごみ」及び「容器包装プラスチック」は、戸建住宅については戸別収集を実施します。

なお、その他の廃棄物については、既存の集積所を使用し収集します。

(1) 戸建住宅の場合

他市の事例では、大きく次の理由により、戸別収集を導入しています。

- ①ステーション収集では、不適正排出などが多いため、排出マナーを徹底し、ステーション管理に対する課題解消のため
- ②新興住宅街等でのステーション設置が難しいため

	<p>道路に面した敷地内に出してください。 収集員が敷地内に立ち入らないで収集できる範囲内をお願いします。 ※例えば、門扉の内側や玄関先など。</p>
	<p>自宅が道路から奥に入ったところにある場合（いわゆる敷地延長）は、道路に面した敷地内に出してください。</p>
	<p>自宅が段上または段下の場合は、道路面の一段上、一段下へ出してください。</p>

なお、集積所を良好に維持管理できている場合（※道路、歩道上の集積所は除く）で、市民の中で合意がなされれば、既存の集積所（※宅地開発等で集積所が設置されている場合も含む）を使用することも可能です。

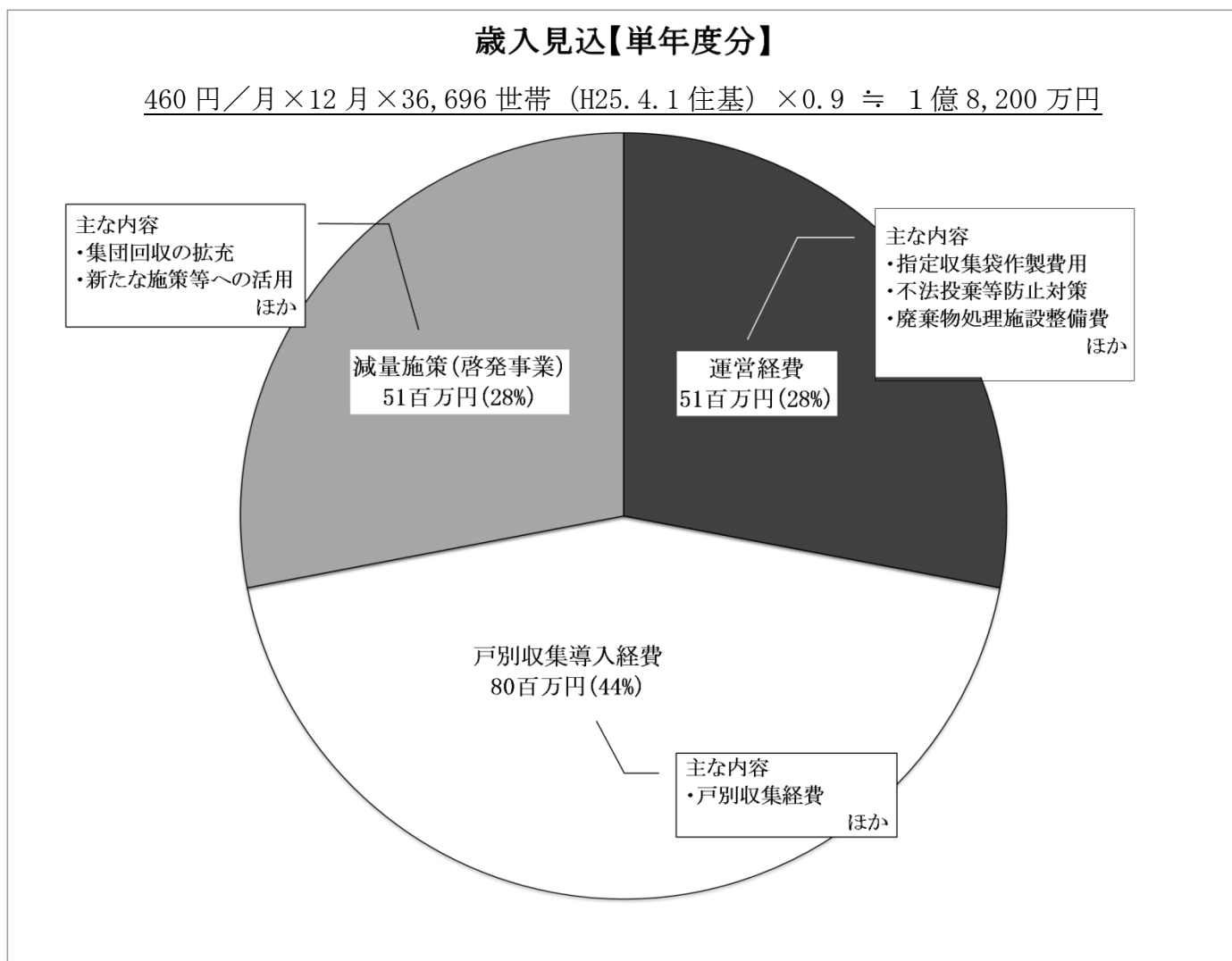
ステーションを使用されている近隣の方々と排出方法等について話し合いをお願いします。

(2) 集合住宅の場合

集合住宅や建物ごとに収集します。すでに専用のステーションがある場合は、そのまま使用してください。

専用の集積所が無い場合又は不明の場合は、所有者や管理会社に確認し、設置をお願いします。

ごみ処理手数料（指定袋販売手数料） 充当内訳



家庭系廃棄物有料化に関しては、新たにごみ処理手数料（指定袋販売手数料）が歳入として見込まれるため、廃棄物の収集運搬、処理及び処分費用の一部に充てるほか、廃棄物の減量化・再資源化に係る施策等、一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）に掲げる施策の財源として充当することを考えております。

なお、この財源充当の考えは、社会・経済情勢などの変化に弾力的に対応していくため、東大和市実施計画や東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）等と整合を図っていくなかで、財源や事業内容等に変更が生じることがあります。